



しんとつかわ 議会だより

2015.1 No.61

CONTENTS

- ◇第4回定例会……………2
- ◇第2回臨時会……………3
- ◇一般質問……………4
 青葉区の農業改良普及所跡地の利用計画を
 町民が等しく新米を食せる仕組みを考えては
 放課後対策をどう進めるのか
 福祉灯油について
 次期町長選挙について
- ◇委員会報告……………7
- ◇特集『議会は変わったのか?』……………8
- ◇編集後記……………8

第9回 赤い羽根共同募金チャリティーカラオケ



あざれあ工房



新十津川ホワイトベアーズ



新十津川町議会 議員オールスターズ



第4回定例会

- ・今冬の福祉灯油助成を決定
- ・子ども・子育て支援法及び就学前子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の施行等により必要となる条例2本を制定
- ・雨竜町と共同による子どものいじめ対策委員会・調査委員会の設置を議決

平成26年第4回定例会は12月10日に開会。

一般質問には4議員が登壇。条例の制定2件、条例の改正1件、補正予算1件、指定管理者の指定1件、規約の制定2件、意見書5件について審議。原案を全会一致で可決し、12日に閉会した。

条例の制定

- ▼新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定
- ・3歳未満の乳幼児保育に関する法律の整備によるもの

- ▼新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・就学前の子どもの待機解消を促進させるための法律改正によるもの

条例の改正

- ▼新十津川町情報公開条例の一部改正
- ・電磁的記録による情報の公開を可能にするための改正

補正予算

一般会計補正予算(第5号)は歳入歳出に2920万1千円を追加し、総額をそれぞれ65億4777万7千円とし

た。

主な補正内容は、次とおり。

- ▼総務費
- ・ふるさと応援寄附金推進事業 352万1千円
- (ふるさと応援寄附者の増加に対応する経費)

- ▼民生費
- ・福祉灯油助成事業 240万円
- (高齢者や低所得者への灯油代金の助成)

- ▼衛生費
- ・健康づくり対策事業 83万7千円
- (保健師賃金の不足分)

福祉灯油とは

昨年引き続き福祉灯油の助成を行うことに決定。支給基準は12月1日現在で1リットル100円を超えた時に支給するとしています。今回は12月1日現在の価格が98円と基準を満たしておりませんが、電気料の再値上げなど今後灯油の高騰などを考慮して支給決定したものです。

支給には、条件があり、対象者には、後日、町から連絡等があります。



(公営住宅入退去時の維持管理修繕費の不足分)

- ▼教育費
- ・学校給食提供事業 57万7千円
- (給食調理員賃金の不足分)

- ▼災害復旧費
- ・幌加清水沢線災害復旧事業 1090万円
- (8月の大雨による町道被害箇所の復旧経費)

指定管理者の指定

- ▼新十津川町青年会館

公の施設(新十津川町青年会館)の管理を代行させるため、次の者を指定管理者として指定する。

- ・指定管理者となる団体名称 新十津川町青年協議会
- 会長 新井康平

- ・指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

- ▼土木費
- ・道路維持車両管理事業 200万円
- (車両修理経費の不足分)
- ・公営住宅維持管理事務 300万円

規約の制定

▼新十津川町・雨竜町子ども
のいじめ対策委員会の共同
設置に関する規約

・いじめ防止対策推進法によ
り地域におけるいじめ防止
等のための対策を雨竜町と
共同で行うため、対策委員
会を教育委員会に設置する
規約

▼新十津川町・雨竜町子ども
のいじめ調査委員会の共同
設置に関する規約

・いじめ防止対策推進法に規
定する調査を雨竜町と共同
で行うため、調査委員会を
町長部局に設置する規約

意見書採択

▼国民健康保険に対する国庫
負担の増額を求める意見書

▼必要な介護サービスを受け
られるよう求める意見書

▼土砂災害防止対策の推進に
関する意見書

▼私学助成制度に係る財源措
置の充実強化に関する意見
書

▼魅力ある地方創生へ向けた
施策の推進を求める意見書

第2回臨時会

平成26年第2回臨時会が11
月28日開かれ、議案3件、発
議1件、報告2件の審議を行
い、原案通り可決した。

条例の改正

▼新十津川町議会の議員報
酬、費用弁償に関する条例
の一部改正について

(議員の期末手当の率を改正)

▼新十津川町職員給与に関
する条例の一部改正につい
て

(職員給与、各種手当等の
改正)

▼新十津川町長及び副町長の
給与及び旅費に関する条例
及び新十津川町教育委員会
教育長の給与等に関する条
例の一部改正について
(町長、副町長、教育長の期
末手当の率を改正)

補正予算

〔一般会計〕

歳入歳出それぞれ1209
万7千円追加し、総額をそれ
ぞれ65億1857万6千円と
した。

▼議会費

議会議員人件費

33万6千円

(条例改正に伴う期末手当不
足分)

▼総務費

衆議院議員選挙事務

452万円

(衆議院議員選挙事務経費)

▼職員費
職員人件費

724万1千円

(条例改正に伴う職員給与及
び手当の所要の措置)

専決処分

▼文化伝習館地内において、
突風により看板が倒れ車両
損壊

損害賠償額

2万7千円

▼花月公園地内において、水
道メーターボックスの蓋破
損箇所に足を落とし大腿部
を負傷

損害賠償額

22万2千円

今年も新十津川 消防団に新しく 消防車配備

町では消防施設の整備を順
次進めています。今年は大和
地区の第4分団に新しい消防
車を配備しました。

最新鋭の機材を装備してお
り、能力が強化されましたが、
出勤の機会がないよう防火意
識を高めましょう。



Q：青葉区の農業改良普及所跡地の利用計画を

A：当面現状のまま管理を継続する

Q：町民が等しく新米を食せる仕組みを考えては

A：学校給食やイベント会場で新米の周知を実施している



青田 良一議員

住宅地内の
町有地活用計画を

質問 空知農業改良普及センター・中空知支所（農業改良普及所）が青葉区内から移転し数年が経過しているが、住宅地内に利用計画を持たない空き地を放置しておく状況は、景観上からも好ましくない。普及所職員住宅（道有地）を含めての土地利用計画を明示すべきと考える。

町長 空知農業改良普及センター・中空知支所が花月区に移転し5年余が経過した。ここは都市計画区域の住居地域になっている。隣接する旧文京区の区域では「文京土地区画整理組合」のもとで分譲地を造成したが、いまだ約80区画が残っている。分譲当時の価

格が低下しているものの、今の経済状況を考えると販売に苦慮している。

町は、これら民間所有住宅用地の販売に影響を及ぼすような造成計画を進めることは控えるべきと考えている。

また、青葉区内にある町有地と同様の土地が他にもあり、これら遊休地全体の利用計画が必要と認識しているが、現在の景気や土地需要状況を勘案し、投資に見合った効果を得られるのか、より慎重な判断が必要と考える。

議員指摘の土地は一定の面積があり、環境、利便性などから、公共施設等の建設候補地として考えつつ、当面、現状のまま管理を続けていく。

町民が等しく新米を食
する仕組みづくりを

質問 本町は幾多の試練を乗り越え、高品質米を作る町として揺るぎない評価を得ている。

秋には町民等しく新米を食し、全町民で豊穣を喜び合うまちとすることは「農業のまち、米作りのまち」としてPR効果も絶大となると考える。

非農家世帯に新米購入助成を計画するなどの新たな仕組みを考えるべきである。

町長 基幹作物である米の豊穣を町全体で喜びあいたいとの考えに賛同を覚える。

町民への新米を含む新十津川産米の消費、販売状況は、小中学校を主とした学校給食にあつては、新米を含め全量が本町産米を用いている。

観光協会が主催する秋のイベント「味覚まつり」では新米試食サーブスを、商工会のポイントカード会では新米交換イベントを行っている。また、総合振興公社ではオリジナル米袋による販売促進に取り組み、農協では玄米販売に

加え、白米販売も開始した。このように様々な場面において一定の町民が新米を味わっているものと思う。

今後もこれらの取り組みを充実発展させるよう努力することが肝要であり、新米購入助成は致しかねると回答する。

北海道内屈指の米生産地として将来にわたり確固たる地位を持続するために、今後も生産性の効率を高め、高品質米を安定的、かつ、持続的に生産することとして、これからも関係機関、団体と連携を密にして取り組んでいきたい。



Q：放課後児童対策をどうすすめるか

A：放課後児童クラブは、対象児童を拡大し午後6時30分まで実施する。



西内 陽美議員

放課後児童対策について

質問 現在、保育園に通園している子どもは、延長保育を含めると午後7時まで保育を受けられる。しかし、小学校に入学した時点で、放課後を過ごす児童館は午後5時30分までしか運営していない。

働く世帯に配慮した子育て支援を考えるとともに、子どもの安全な居場所を提供するために、放課後児童クラブを本格実施する考えはないか。

町長 国は、子育てをめぐる待機児童問題等の課題を解消するため子ども子育て支援新制度を施行とした。その中で、市町村が主体的に実施することとした子育て事業のひとつが放課後児童対策事業

(下段参照)である。

本町では、放課後児童クラブの導入を目指し、児童館において事業を試行している。

現時点で、児童館の利用は、開設時間17時30分までで1日50人ほどであるが、放課後児童クラブは、小学校の長期休暇及び振り替え休校日に8時から18時30分の運営で35人が登録し、1日平均、長期休業期間13人、振替休校日に16人が利用した。このうち18時以降の利用児童数は日によって違つが平均1日1人、18時15分には保護者が迎えに来ている。

保育園は18時まで開園し、入園児童は73人、19時までの延長保育利用は月平均2人で日数は4日。ほとんどの場合は18時30分までに保護者が迎えに来ている。

これらの実績を踏まえ、さらに内容を検討するため27年度も放課後児童クラブを試行する。利用対象児童を小学3年生から6年生までに引き上げ、18時30分までの運営とすることで、子どもの健全な育ちと子育て家庭への支援としたいと考える。

質問 放課後児童クラブについての国の設置基準、特に児童数の定員、人数に対する職員数は。

町長 児童館基準定員40人に対し、本町の放課後児童クラブ登録児童数は35人。職員数は基準2人に対し4人体制で常時2人が従事している。面積基準も児童1人当たり1.65平方メートルと、国が示す基準を満たした運営を行なっている。

質問 児童館職員の研修状況は。

町長 4人の児童厚生員が毎年計画的に研修に参加しており、25年度は北海道と北海道教育委員会が主催する支援活動研修会に1人、北海道学童保育連絡協議会が主催する学童保育研究会に2人が参加している。26年度も同様に、北海道学童保育連絡協議会が主催する学童保育研修会に2人、全国学童保育連絡協議会が主催する学童保育指導員研修会に1人参加している。

他にも、近隣の類似施設に行き、見学研修会等も実施し

ている。

再質問 子ども子育て支援法では放課後児童クラブ利用者負担金は自治体が定めるとしているが、本町における利用料金についての考え方を伺う。

保健福祉課長 放課後児童クラブの利用料金については、27年度中に検討したい。

「放課後児童対策事業」とは

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づく制度で、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進していくための取組みです。

地域子ども・子育て支援事業において、市町村が実施主体となる13事業のひとつが「放課後児童クラブ」です。

Q：今年も福祉灯油を実施するか

A：生活費への影響等も考慮し、助成を行う。

Q：次期町長選挙に再度出馬を要請する

A：次期統一地方選挙で町長選挙に立候補する意思はない



樋坂 里子議員

福祉灯油について

質問 今年度の福祉灯油助成事業実施を行うか。

また、北海道交付金が増額されるが、電気料金値上げ等による影響に配慮した支援にも活用できないのか。

町長 福祉灯油助成事業については、12月1日を基準日として灯油1リットルの実勢価格が100円を超えた場合に、1世帯100リットルの福祉灯油券を交付することを基本として実施してきたが、本年12月1日現在灯油1リットル単価は100円を下回って98円となっている。しかし、今後の灯油単価高騰の懸念や電気料金再値上げなどによる生活費への影響等も考

慮し、本年度も昨年同様に実施することとした。

北海道地域づくり総合交付金の増額に対する町の使途について、道の交付基準額は100万円から150万円に引き上げられ、実績により2分の1の範囲内で交付金を受けられることが出来る。本年度の本町の助成実績は150万円を超える予想されるので、交付限度額の75万円まで交付金を受けられることとなる。本町としては、高齢者等の冬の生活支援に係る地域づくり総合交付金の全てを福祉灯油助成事業の執行財源として充当する。

しかし、生活支援がより必要となる町民に対しては、国等により明確な方針が示されなければ、前向きに対応していきたい。



笹木 正文議員

次期町長選出馬について

質問 来年は統一地方選挙の年であり、春には任期満了に伴う町長選挙が行われる。植田町長には、2期約8年間の実績を踏まえて再度出馬を要請する。

町長 現在まで、町民の皆様、議員の皆様、そして職員の方々の支援に支えられ、来年の春に2期8年間の任期を終えることになる。平成27年4月の統一地方選挙での新十津川町長選挙に立候補する意思はない。平成19年、新十津川町長に就任してから約8年が経過しようとしているが、振り返ると、自治体の憲法とも言つべきまちづくり基本条例を議決いただき、町民の皆さんと共

に、町づくりを進めていこうという機運を醸成できたことが、町長としてのこの上ない喜びの一つであると思っている。

今後においても、人口減少、少子高齢化、教育、医療、介護等多くの課題があり、加えて農業、商工業についても同様に課題が山積している状況にある。しかし、いつの時代にも課題や問題は存在すると考えており、この先の町政は後進の方が、町民の皆様、議会、そして職員と共に、しっかりと課題解決を行ってもらえると確信している。

昭和38年より新十津川役場にお世話になり50年以上の半世紀にわたり勤めてきた。今後は残りの4か月余りの職務をしっかりと全うして参りたい。

長い間、町民の皆様、議員の皆様、そして職員の方々のご支援に対し深く感謝を申し上げます。

常任委員会報告

総務民生常任委員会
(11月26日開催)

《調査事項》

(1) 大和区自治会館改修状況
について(現地調査)

①今までの経緯

大和区自治会館は、昭和53年12月に「大和福祉会館」として建設された。建物の構造・規模は、鉄筋コンクリート造・平屋建て、延べ面積は400㎡で、行政区再編時に自治会館として位置付けされた。

②今回の改修経緯

大和区自治会館は、昭和56年以前の建築物であり、新耐震基準でのチェックが必要であったため、平成24年度に耐震診断を実施。その結果、耐震性は確保されていると確認された。

だが、築30年以上経過しているため、内外装の劣化が顕著となってきたことから老朽化対策を行うとともに、自治会館としての機能の他に

災害時の避難所としての機能もあることから、バリアフリー対応及び非常用発電機対応設備を新設する改修を計画。

③工事概要

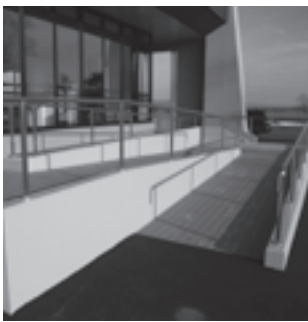
工期 平成26年6月17日～10月30日

受注者 有限会社角谷工務店
受注額 3780万円

主な工事内容

・バリアフリー対応↓外部スロープの新設、トイレの全面改修

・老朽化対策↓外壁塗装の塗替え、各部屋の壁のクロス貼替え、床材の更新、窓の改修
・非常用発電機対応設備↓商用電源から発電機への電源切換装置の設置、非常用照明スイッチ、非常用コンセントの配置



外部に新設されたスロープ

(2) 高齢者等見守り生活支援

事業の実施状況

全町展開への手がかりとすることを目的に平成25年度からモデル地区を指定し、当該地区での事業の管理運営及び評価を行い、施策を検証している。

モデル地区は、高齢化率の高い行政区のうち、市街地区ではみどり区、農村地区では花月区を指定。行政区、民生委員児童委員、介護事業所等の協力の下、見守り対象世帯(独居高齢者世帯、高齢者で構成されている世帯、高齢者と障がい者で構成されている世帯)からの自己申請を促すとともに、戸別訪問調査を実施した。その結果、みどり区では、見守りが必要とする世帯が2世帯、見守り推進員が2人。花月区では、見守りが必要とする5世帯、見守り推進員が3人となった。

見守り推進員の活動内容は、担当世帯に、最低週1回訪問し、生活状況の調査、必要な緊急対応、報告、定期記録報告等となっている。なお、見守り推進員に対して、報償費として、1世帯月額千円の商品券を支出している。

経済文教常任委員会
(11月25日開催)

《調査事項》

開拓記念館耐震補強及び改修工事の進捗状況について
(現地調査)

開拓記念館は、開基90周年を記念して建設されたもので、建物本体は昭和53年7月に着工し、翌年3月に竣工。展示物の整理を昭和54年度に行い、昭和55年8月1日に開館した。

建物は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積は857㎡となっている。

開拓記念館は、昭和56年以前の建物であることから、平成24年度に耐震診断したところ、1階ピロティ(柱のみ)で支える吹きさらしの空間部分で耐震性が不足していることが判明。また、築造後30年以上経過しているため、外壁や屋上防水の劣化と共に収蔵庫も手狭になってきたことから、耐震補強と併せて大規模改修を行うこととした。

工期 平成26年8月18日～12月22日
受注者 株式会社久保田組

受注額 4374万円。

主な工事内容

・1階部分↓ピロティの柱間に耐震壁4面を増設、コンクリートブロック造の壁3面とシャッター1か所の増設、収蔵庫のスペースの確保

・2階部分↓展示室床のビニールタイルの貼替え

・屋上部分↓ウレタン防水トッポコート塗

・外壁↓レンガタイルの補修
11月20日現在、工事の進捗状況は約75パーセントであり、順調に工事は進んでいる。

※開拓記念館は、耐震改修終了後も平成27年4月30日まで閉館します。



改修工事中の開拓記念館

議会は変わったのか？

月日の経つのは早いもので、私たちの任期も終わろうとしている。4年前、新十津川町で町議会議員選挙が無投票当選となったのは初めての出来事であった。住民に「名前」を書いてもらわなかった11人はそれぞれが決意を胸に秘め、議員活動を開始した。今議会広報で、4年間の議会活動を振り返ってみる。

《議会改革のはじまり》

全国的に見ると、町村議会議員は50歳〜69歳の比率が75%を超えている。いわゆる、若年層の少ない職種であるといえる。年齢を重ねると経験値や賢明な判断などが身につく一方で、新たな発想に基づく果敢な活動には消極的となる人も少なくない。

このようなかで、栗山町議会が「議会基本条例」を制定し、開かれた議会づくりが全国の注目を集めた。

議会改革は「気がついた事から」「できる事から」一歩ずつ積み重ねていくことが必要であるとの考えに立ち、本町議会もスタートすることになった。

《議長、副議長の選任》

これまで、議長、副議長がどのように選任されていたかを知る人は少ない。議長、副議長は議員間の選挙でされるのである。議会広報で、立候補者の所信内容や投票結果を公表した。

《議会報告会の開催》

自治体執行部は「まちづくり懇談会」等を開催し、「住民参加行政」を積極的に推進してきたが、議会側はむしろ消極的であった。議長選挙の公約は「議会は議会自身で住民参加を推進すべき」「住民参加行政は住民の自治意識を高揚させ、議会活動の足らざるを補つてであったことから、議会報告会が各行政区に出向く形で開始された。また、町内の各種団体との意見交換会を実施し、住民ニーズの把握に努め、議会活動に取り込んだ。

《議会の広報活動充実》

従来、議会開催のお知らせは防災無線が主であったが、新聞折込みチラシを作成し、審議日程や住民の関心の高い一般質問者やその内容の周知

に努めた。

《議会傍聴者数の低迷》

議会活動は年4回開催される「本会議」に重きが置かれている。町長や議員はそのやり取りを多くの住民に見聞きしてほしいと思っている。しかし、広報活動を充実させた成果としての傍聴者増員にはつながらなかった。

※平成26年の平均傍聴者3人

《議論の活性化》

「強い首長、弱い議会」と揶揄されるようでは住民に申し訳ない。議会は住民本位の政策が実行されているかを監視することが重要である。そのためには、執行者との論戦により住民ニーズを伝えることが必要となる。

その貴重な場が一般質問である。4年間で16回の定例議会があり、議長を除く10人にその機会がある。だが、定例会での平均質問者は3人程度。多くの議員が、こういった機会を活かしていくことが、住民の福祉の向上につながり、議会改革の原動力となると思う。

編集後記

今、編集後記を書きながらテレビの情報を見ている、師走のこの時期に発生した二つの嵐。

一つは、冬の台風(？)。猛烈な暴風雪により、各地で大きな被害が出ている。自然のなす現象とはいえ、改めてそのエネルギーには驚かされます。被害を受けた方々にはお見舞いを申し上げます。

もう一つの嵐は、国の最高議決機関である国会の解散。こちらは人が引き起こしたもので、これこそ事前に回避予防ができたのではないか。何をもってその理由を正当化したのか……。政党の都合により国民の必要意識と遊離した中での行為、暴走といっているのでは？

この二つの出来事のうち、初めの暴風雪対策に対して国は、今のところ何のコメントも出ていません。本格的な冬に向かい、早い対策と復旧が必要ではないかと考えさせられます。

年末の出来事から一言。

安中経人